

第3節 犯罪被害者等基本計画の概要

(1) 策定の経緯

基本法に基づき、基本計画の案を作成するため、平成17年4月、推進会議の下に犯罪被害者等基本計画検討会（以下「基本計画検討会」という。）が設置された。推進会議と基本計画検討会は、延べ14回（推進会議3回、基本計画検討会11回）開催され、犯罪被害者等とその支援に携わる者からの要望を広く把

握し、更にパブリックコメントを実施して集約された1,066の意見・要望一つひとつについて、どのような施策が可能かを検討することにより、258に上る具体的施策を盛り込んだ基本計画案を取りまとめた。

同年12月27日、基本計画案は閣議にかけられ、政府の基本計画として決定された。

基本計画策定までの経緯

- 平成17年4月、基本法施行。
- 平成17年4月、基本法に基づき推進会議設置。その下に犯罪被害者等基本計画検討会を開催して、基本計画案を検討することを決定。

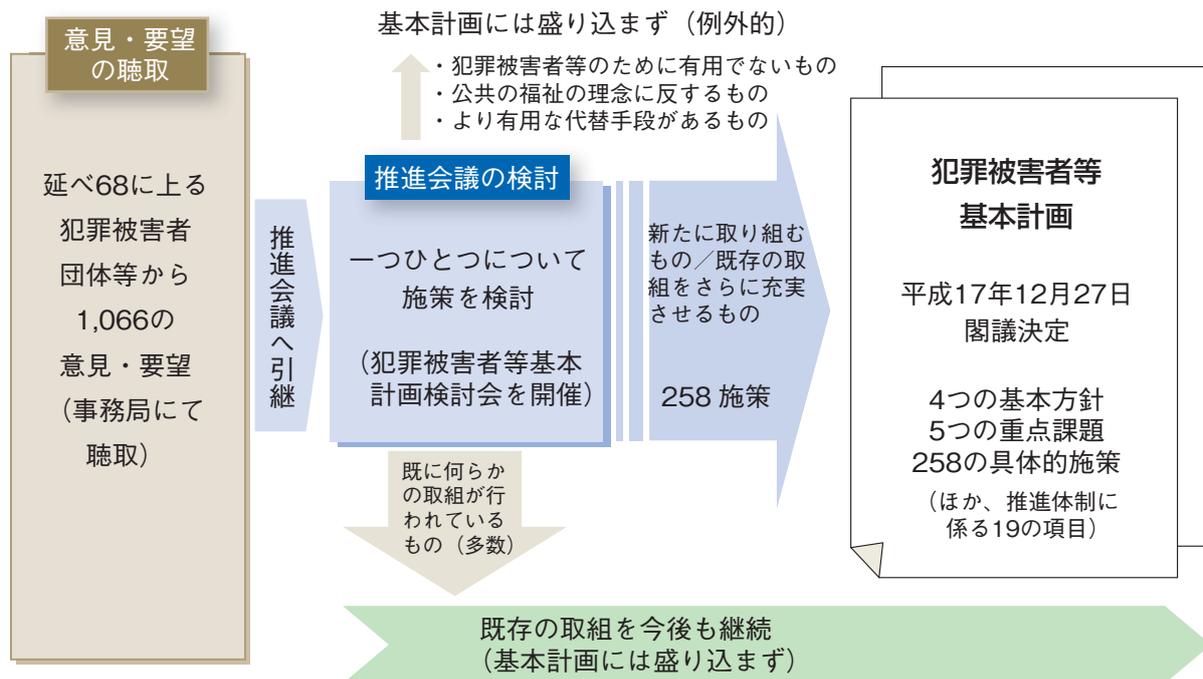
〔検討会：有識者及び関係府省庁局長級職員により構成。〕

【検討会における検討】

- ・被害者の意見、要望をヒアリング。615の意見・要望に集約。それらに対する施策を一つひとつ検討。
- ・8月2日、検討会としての基本計画案の骨子を取りまとめ（225施策）
⇒8月9日、推進会議にて骨子決定。
- ・パブリックコメント等により多数の意見。451の意見・要望に集約。それらについて、一つひとつ検討し、骨子に肉付け。
- ・11月21日、検討会としての基本計画案を取りまとめ（258施策）

- 平成17年12月26日、推進会議にて基本計画案決定。→翌日（12/27）、閣議決定。

基本計画の作成方針・手順について



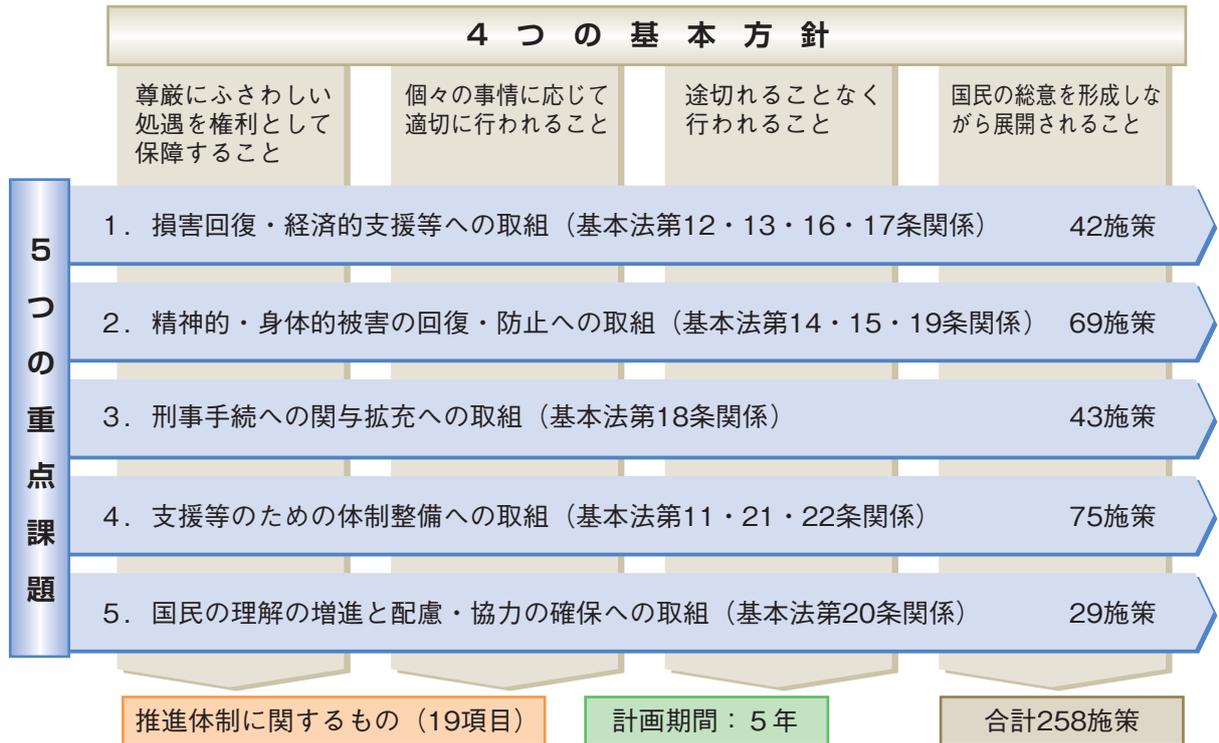
(2) 基本計画の概要

基本計画においては、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして、4つの「基本方針」が設定されている。また、犯罪被害者等とその支援に携わる者の広範囲、多岐にわたる具体的な要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として浮かび上がってきた5つの課題が、「重点課題」として設定されている。5つの重点課題により、各府省庁は、個々の施策の実施に当たり各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、

有機的な施策体系の一部を担っているという意識の下で当該施策に横断的に取り組むことが可能となり、各府省庁横断的かつ総合的な施策が一層効果的に推進されることとなる。

この4つの基本方針、5つの重点課題の下に、258に上る具体的施策が位置付けられている。258の施策のうち、約8割に当たる212の施策については、直ちに取り組むこととされており、実施までに検討などを要する約2割に当たる46の施策についても、検討の方向性と期限が示されている。また、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、推進体制に関する施策が盛り込まれている。

4つの基本方針、5つの重点課題



258の施策の実施

